

令和4年第9回佐伯市農業委員会議事録

日 時： 令和4年9月1日（木曜日） 14時00分～14時45分

場 所： 佐伯市役所 6階 大会議室

出席農業委員： 1番 宮脇 保芳 2番 松尾 孫重 3番 山田 美之 4番 河野 周一
 5番 吉良 勝彦 6番 波戸崎 孝 7番 矢野 弥平 8番 谷川 享宏
 9番 小野 隆壽 10番 小野 美智子 11番 竹中 裕子 12番 高畠 千恵美
 13番 塩月 吉伸 14番 三又 勝弘 16番 田原 俊秀 17番 茅田 寿志

事務局：事務局長 橘 公展 総括主幹 岡田 崇 事務員 児玉 真輝

農政課：課長補佐 首藤 和秀 事務員 木本 匠

議事日程

第1 欠席委員の報告

第2 議事録署名委員の指名

第3 農地案件の件数ならびに面積総括表について

第4 議案第28号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第29号 農地法第4条の規定による許可申請について

議案第30号 農地法第5条の規定による許可申請について

その他 ①農用地利用集積計画（案）について（農政課）

②利用権設定の推進について（お願い）（農政課）

③農用地利用配分計画（案）の意見聴取について（農政課）

事務局長：それでは令和４年第９回佐伯市農業委員会を開催いたします。農業委員１６名中本日の会議の出席者は１６名です。よって農業委員会会議規則第６条により会議が成立したことを報告します。また、農地利用最適化推進委員につきましては新型コロナウイルス感染症の拡大を受けまして、３密を避けるため出席をご遠慮いただいております。なお、先月の大分県知事許可案件につきましては、令和４年８月９日付けで１０件許可となっていますので報告します。それでは会長ご挨拶をお願いします。

会 長：（挨拶）

事務局長：農業委員会会議規則第４条により会長が議長になりますので、会長に議事進行の方をよろしくお願いします。

議 長：それでは議事進行を務めさせていただきます。それでは本日の議事録署名人を指名します。議事録の署名を１４番三又勝弘委員、２番松尾孫重委員にお願いします。議事に入ります前に事務局から議案の説明をお願いします。

事 務 局：それでは議案書の２ページをお開きください。本日の農地案件の件数及び面積につきまして説明いたします。農地法第３条、件数は５件、田が２,１８９㎡、畑が３７１㎡、合計２,５６０㎡。農地法第４条、件数は１件、田が０㎡、畑が１,０４６㎡、合計１,０４６㎡。農地法第５条、件数は６件、田が９３９㎡、畑が２,３１９㎡、合計３,２５８㎡。総数の合計件数が１２件、合計面積が、田が３,１２８㎡、畑が３,７３６㎡、総合計面積が６,８６４㎡。以上を提案いたします。審議の程お願いいたします。

議 長：ただいま事務局より件数及び面積総括の説明がございましたが質問等ございませんか。（ありません、の声あり）ないようですのでさっそく議事に入りたいと思います。それでは議案第２８号農地法第３条の規定による許可申請について議案審議いたします。それでは３ページの３条の１番より事務局説明をお願いいたします。なお、本日は担当推進委員が欠席のため、事務局より推進委員の意見もあわせてお願いいたします。

事 務 局：申請地の位置につきましては、配布しています管内図と住宅地図をご参照ください。土地の表示、申請人、耕作面積は議案書のとおりです。３条の１番について説明します。住宅地図の冊子１ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域外の農地です。農業は手作業で行うため、農機具は必要ありません。農業は譲受人と妻の２人で行うとのことです。農地取得後は果樹や野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は０.８２ａとなり、農用地区域外農地の下限面積０.１ａ以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございまし

た。それでは 3 条の 1 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 1 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 2 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 2 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。農業は手作業で行うため、農機具は必要ありません。農業は譲受人と夫の 2 人で行っているとのこと。農地取得後は野菜を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は 0.84 a となり、農用地区域外農地の下限面積 0.1 a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 2 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 2 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条の 3 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 3 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。空き家バンクに登録された空き家に付随する農地ということで、令和 4 年 7 月開催の第 7 回農業委員会で指定されています。手作業で営農するため、農機具は必要ありません。農地取得後は野菜を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は 2.05 a となり、農地付き空き家バンクの下限面積 0.1 a 以上となります。今後農業を行うので、申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 3 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 3 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。続きまして 3 条 4 番について事務局説明をお願いします。

事務局：住宅地図の冊子 4 ページをご覧ください。今回の申請は贈与による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農地です。譲受人は自己所有地で果樹を栽培しているとのこと。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人 1 人で行うとのこと。農地取得後は果樹を栽培するとのこと。取得後の耕作面積は 12.10 a となり、農用地区域外農

地の下限面積 0.1a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 4 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 4 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手多数）賛成多数ということで許可したいと思います。続きまして 3 条 5 番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：住宅地図の冊子 5 ページをご覧ください。今回の申請は売買による所有権の移転です。申請農地は農業振興地域内の農用地です。譲受人は借入地で野菜を栽培しているとのことです。農業経営に必要な農機具は所有しています。農業は譲受人と妻の 2 人で行っているとのことです。農地取得後は野菜を栽培するとのことです。取得後の耕作面積は 39.91a となり、佐伯地域の下限面積 30a 以上となります。今後引き続き農業を行うので申請農地周辺地域への農業上の支障は予想されないと思われます。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そしてまた担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは 3 条の 5 番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いいたします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。それでは 3 条の 5 番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで許可したいと思います。これで農地法第 3 条の 5 件の審議を終わります。続きまして 4 ページの議案第 29 号、農地法第 4 条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。4 条の 1 番について事務局説明をお願いします。

事 務 局：4 条の 1 番について説明いたします。お配りしている地図の 6 ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第 2 種農地の畑です。農地造成としての用途による申請です。申請地は南側に隣接する新設道路の高さより低くなるため、隣接道路と同等の高さまでかさ上げを行い、畑として利用する計画です。申請地では 0.2m ～1.3m のかさ上げを行います。隣接地に対しては間隔を空けて安定勾配で盛土を行い、その他の隣接境界についても安定勾配で盛土及び同等の高さで盛土を行うため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。水利権はありません。許可基準は運用通知第 2-1-（1）-カー（イ）、第 2 種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議 長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは4条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようでございますので取りまとめたいと思います。4条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第4条の1件の審議を終わります。続きまして5ページの議案第30号農地法第5条の規定による許可申請についてを議案審議いたします。5条の1番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の1番について説明いたします。地図の7ページをご覧ください。申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い第2種農地の畑です。植林としての用途による申請です。申請は周辺の林地化に伴い農地としての利用が困難になったため、杉を200本植林する計画です。なお、申請地の一部は譲渡人の親が平成31年4月1日から杉を植林しているため、譲渡人からの始末書が添付されています。申請地周辺はすでに林地化しているため、日照、通風の被害はないと思われます。水利権はありません。許可基準は運用通知第2-1-(1)ーカー（イ）、第2種農地の許可要件、申請に係る農地に代えて周辺の他の土地を供することによっては当該申請に係る事業の目的を達成することができないと認められる場合に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより、本案件は無断転用ですが、始末書も添付されており現地に関しては問題ない旨の意見書をいただいています。事務局としても無断転用については問題ですが、始末書からは農地法に対する知識が不足しており、悪意がなかったことが確認でき、また周囲への営農に支障をきたすことが予想されないことから現地に関しては問題ないと思われます。

議長：事務局からの説明、また担当推進委員さんからも追認案件で遺憾であるけれども、始末書が添付されており、現地については問題がないということであります。それでは5条の1番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の1番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の2番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の2番について説明いたします。地図の8ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。宅地分譲用地としての用途による申請です。譲受人が3区画分の分譲地を造成します。申請地では3区画分の分譲地を造成します。造成工事は整地を行い、土留め工事、コンクリートブロック擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。高畠井堰土地改良区から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は運用通知第2-1-(1)ーエー（イ）、第3種農地の許可要件、第3種農地の転用は許可することができるに該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。

それでは5条の2番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の2番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の3番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の3番について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。駐車場用地としての用途による申請です。譲受人が管理する工業用用水管メンテナンス時の工事車両用駐車場は、現在道路使用許可申請を行い、通行止めとし、安全を確保しつつメンテナンス作業を行っている状況です。また、作業時にはトラック、重機、乗用車等の駐車スペースが集中的に必要となり、仮設のテント等の設置も考えられるため、申請地程度のスペースが必要です。よって、今回の申請により申請地を譲受人が管理する用水管のメンテナンス等の作業時の駐車場として利用する計画です。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の3番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の3番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の4番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の4番について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。一般住宅としての用途による申請です。譲受人は借家が手狭となったため、新たに住宅を建築することになりました。申請地では木造2階建、建築面積127.12㎡の住宅を建築します。造成工事は盛土を行いますが、擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、汚水処理及び生活排水は公共下水道に接続し、雨水は道路側溝へ放流します。塩屋地区土地改良組合から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の4番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の4番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の5番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の5番について説明いたします。地図の10ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種中高層住居専用地域の第3種農地の田です。貸駐車場用地としての用途による申請です。譲受人の貸付先の会社の作業場敷地内では、商品の移動、入替え、購入時に当該作業場敷地内に駐車しているトラックを移動する必要があり、作業に支障をきたしている状況です。よって、当該作業場に近い本申請地を事業用車両の駐車場として利用する計画です。申請地では2tトラック1台、3.5tトラック1台、軽トラック2台、計4台分の駐車スペースを設けます。造成工事は草刈りと整地のみのため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然浸透します。水利権はありません。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の5番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の5番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。それでは5条の6番について事務局説明をお願いします。

事務局：5条の6番について説明いたします。地図の9ページをご覧ください。申請地は、都市計画区域内、第二種住居地域の第3種農地の畑です。進入路用地としての用途による申請です。隣接地で建築、設置予定の住宅及び駐車場の市道からの進入路として利用する計画です。申請地は住宅及び駐車場の進入路として共有して利用します。造成工事は高さ1mの盛土を行いますが、擁壁を設けるため、土砂の流出、崩壊の恐れはないと思われます。また、雨水は自然流下します。塩屋地区土地改良組合から農地転用に伴う措置等について協議が調い、合意の意見書が添付されています。許可基準は第3種農地の許可要件に該当します。事務局からの説明は以上です。担当の推進委員さんより特に問題ない旨の意見書をいただいております。

議長：事務局からの説明、そして担当推進委員さんからも特に問題なしとの意見がございました。それでは5条の6番についてこれより意見等を求めたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）なしとの意見がございましたので取りまとめたいと思います。5条の6番について賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。これで農地法第5条の6件について審議を終わります。それでは今回の議案審議を取りまとめたいと思います。議案第28号農地法第3条の5件につきましては許可したいと思います。議案第29号農地法第4条の1件、議案第30号農地法第5条の6件につきましては本委員会としては、許可相当として県知事の方に意見を進達したいと思います。それではここで一旦休憩といたします。

（休憩）

議長：それでは再開したいと思います。ただ今よりその他の議案①農用地利用集積計画（案）につ

いて議題といたします。それでは農政課説明をお願いします。

農 政 課：農政課木本です。前回の定例会でお願いしておりました利用権の新規掘り起こしと再設定について取りまとめいただいたものを農用地利用集積計画（案）として作成しましたので審議をお願いします。今回の農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による案件は全 8 件となっています。お手元の農用地利用集積計画（案）をご覧ください。表紙裏の一覧表をご覧ください。契約期間ごとの合計を読み上げます。契約期間 5 年が 4 筆で 4,285 m²、契約期間 6 年が 3 筆で 2,362 m²、契約期間 15 年が 1 筆で 1,469 m²。これらを合計すると全 8 筆で 8,116 m²となります。なお、各契約の詳細につきましては次ページ以降に掲載しておりますのでご確認をお願いいたします。また、利用権の設定等を受ける者が公社の分につきましては、農地中間管理事業をしておりますので、後程、農用地利用配分計画（案）にて説明いたします。以上の内容につきましては、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると思われまますので、ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用集積計画（案）について説明がございました。これより質問等受けたいと思います。どなたかございましたら挙手をもってお願いします。ございませんか。（ありません、の声あり）ないようでございますので、農用地利用集積計画（案）についてを取りまとめたいと思います。賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで承認したいと思います。続きまして②利用権設定の推進について（お願い）ということで農政課お願いします。

農 政 課：利用権設定の推進について、毎月満期が到来する利用権の再設定の推進と新規の掘り起こしをお願いしております。満期到来者分については該当する推進委員の方へリストをお渡ししておりますので、相談等を受けた場合はご助言の程よろしくをお願いいたします。また、今回の利用権設定用紙の提出締切りは 9 月 15 日（木曜日）といたします。書類の提出につきましては農政課または各振興局になりますのでご助言の程よろしくをお願いします。なお、設定用紙が必要な場合はお届けいたしますのでご連絡をいただきますようお願いいたします。

議 長：今月の締め切りは 9 月 15 日となっております。利用権設定の新規掘り起こしについて、皆さんの協力をお願いいたします。続きまして③農用地利用配分計画（案）について農政課より説明をお願いします。

農 政 課：農政課の首藤です。お手元の農用地利用配分計画（案）に沿って説明させていただきます。2 枚目が集計表となっておりますのでご覧ください。今月の案件は令和 4 年 11 月 1 日開始分 5 件になります。内訳としまして、契約期間 5 年のもの、契約更新で登記地目が畑、2 筆 2,181 m²。契約期間 6 年のもの、更新で登記地目が田、3 筆 2,362 m²。以上合計 5 筆、面積が 4,543 m²となっています。詳細につきましては続けて農用地貸付調書を添付しておりますのでご確認ください。簡単ですが以上で説明を終わります。ご審議の程よろしくをお願いいたします。

議 長：ただいま農政課より農用地利用配分計画（案）についての説明がございました。どなたか意

見等がございましたら挙手をもってお願いします。（ありません、の声あり）ないようですので取りまとめたいと思います。農政課より提出された農用地利用配分計画（案）について特に意見がないということに賛成される方の挙手を求めたいと思います。（挙手全員）全員賛成ということで、農用地利用配分計画（案）についての意見は特になしということとします。これにて全ての議案が終了いたしました。それでは閉会の言葉を副会長お願いします。

17 番委員：以上をもちまして、令和 4 年第 9 回佐伯市農業委員会を終了いたします。皆さまお疲れ様でした。

（14 時 45 分閉会）